



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第 17 号 令和 5 年 5 月 7 日発行

目次

は県例規集登載
【人事委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
-----	---	---	------

		現行規則の廃止の一部を改正する規則	
--	--	-------------------	--

		特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を 改正する規則	
--	--	-------------------------------	--

現行規則の廃止の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月七日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

現行規則の廃止の一部を改正する規則

現行規則の廃止（規則一―四）の一部を次のように改正する。

本則に次の一項を加える。

110

規則六―一五七（徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、令和五年五月八日から施行する。

2 廃止前の徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例附則第七項及び第八項の規定による感染危険手当に関する規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日前に廃止前の規則第二条に規定する業務等を行った警察職員については、なおその効力を有する。

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年五月七日

徳島県人事委員会委員長 森

俊 明

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（規則六―六）の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

附 則

1 この規則は、令和五年五月八日から施行する。

2 改正前の附則第三項の規定は、この規則の施行の日前に同項に規定する業務を行った職員については、なおその効力を有する。